



# 冤罪で死刑になる人はいない

## 本当にそうでしょうか…

### 死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会「そばの会」

東京都荒川区南千住 1-59-6-302

<http://sobanokai.ny.coocan.jp/>

現在の日本の警察や司法制度は優秀なので、冤罪で死刑判決が出ることなどありえない。本当にそう言い切れるのでしょうか。

アメリカの冤罪被害者救済団体「イノセンス・プロジェクト」オハイオ代表のマーク・ゴッドシーさんは敏腕検事でした。大学教授に転職した際、プロジェクトへの参加を要請されます。彼は「アメリカに冤罪は存在しないのに、何故プロジェクトが必要？」と思ったそうです。しかし検事時代とは異なる視点で事件の精査を行うと、警察や検察の不正行為（目撃証言の誘導、証拠物件の隠蔽や破棄など）により、多くの冤罪事件が起こっていることが判明し、愕然とします。同様な問題はEU諸国でも起きています。

日本では、死刑囚として40年以上東京拘置所に収容された袴田巖さんが、再審請求を認めた静岡地裁により2014年に釈放されました。この時裁判長は、「最も重要な証拠が捜査機関によって捏造された疑いが相当程度あり、違法、不当な捜査が存在し、また疑われる。国家機関が無実の個人を陥れ、45年以上にわたり身体を拘束し続けたことになり、これ以上袴田さんの拘置を続けるのは耐え難いほど正義に反する状況にある」と述べています。（2018年に東京高裁は再審請求を棄却。）袴田さんには1968年に静岡地裁で死刑判決が出ました。担当裁判官の熊本

さんは、袴田さんの無実を確信していました。しかし判決は裁判官三名の合議制で、他の二人が死刑としたため判決は死刑となりました。このことを悔やんだ彼は半年後に裁判官を退官し、無実の人を殺すという罪悪感に一生苦しみ続けます。

想像してみてください。突然警察官が訪れ、目撃者が出た事を根拠に逮捕されたとしたら。全く身に覚えがないのに厳しい取り調べが続く、一向に釈放されません。自宅に一人いたのでアリバイ証明はできません。取りあえず罪を認め、裁判で潔白を証明しようと考えます。ところが日本は自白と状況証拠のみでも死刑判決が出る国なので、裁判で否定しても取り調べ時の自白が有力な証拠となり、死刑が確定する事があります。

さらに裁判員制度では、無実だと確信した裁判員がいても、死刑を選択した人が多ければ死刑となります。人の生死を左右する判決を多数決で決めて良いのでしょうか。アメリカの陪審員制度では、刑事重罪事件では全員一致が原則です。

凶悪事件の犯人が逮捕されて死刑判決が出ると、解決と考えがちです。しかし冤罪だった場合、全く落ち度のない人を国家として殺害することになるのです。この殺害には国民一人一人も加担しているという事を、我々は真剣に考えるべきではないでしょうか。（K）